

仙台市地域防災計画（共通編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考																																																																																	
共通編 P25 第1部 第2章 第2節 想定される災害	<p>3. 風水害等基礎調査</p> <p>本市における風水害の災害履歴や地形状況等の自然的素因、人や建物の状況等の社会的素因、土地利用の変遷等を踏まえ、河川氾濫、内水氾濫、崖崩れ、地すべり、土石流の土砂災害について以下に示します。これまでに発生した風水害等の詳細については、大規模なものや特徴的なものを抽出し、第3節「過去の災害による被害」において述べます。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 風水害等危険区域の予測</p> <p>ア 河川氾濫及び内水氾濫による浸水のおそれのある区域</p> <p>浸水危険区域の予測は、過去の浸水実績や地形条件に着目し、これまでの豪雨に基づく統計的な雨量を用い、コンピューターシミュレーションにより氾濫範囲を想定しています。</p> <p>内水氾濫や各河川のシミュレーションにおける降雨の条件は異なっており、下表のとおりとなっています。</p> <p>また、これらのシミュレーションによる浸水想定区域は、<u>せんだい水害・土砂災害ハザードマップ</u>等で表示されています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">計算対象</th> <th style="text-align: center;">降水量</th> <th style="text-align: center;">確率年</th> <th style="text-align: center;">作成主体</th> <th style="text-align: center;">指定・作成年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七北田川 (赤生津大橋から海まで)</td> <td style="text-align: center;">24時間降水量 351mm</td> <td style="text-align: center;">100年</td> <td style="text-align: center;">宮城県</td> <td style="text-align: center;">平成17年6月7日</td> </tr> <tr> <td>七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)</td> <td style="text-align: center;">24時間降水量 351mm</td> <td style="text-align: center;">100年</td> <td style="text-align: center;">宮城県</td> <td style="text-align: center;">平成28年5月24日</td> </tr> <tr> <td>梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)</td> <td style="text-align: center;">1時間降水量 76.6mm</td> <td style="text-align: center;">30年</td> <td style="text-align: center;">宮城県</td> <td style="text-align: center;">平成21年6月5日</td> </tr> <tr> <td>広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)</td> <td style="text-align: center;">2日間降水量 388.4mm</td> <td style="text-align: center;">150年</td> <td style="text-align: center;">国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> <td style="text-align: center;">平成13年11月30日</td> </tr> <tr> <td>広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)</td> <td style="text-align: center;">2日間降水量 388.4mm</td> <td style="text-align: center;">150年</td> <td style="text-align: center;">宮城県</td> <td style="text-align: center;">平成17年10月18日</td> </tr> <tr> <td>名取川 (名取川頭首工から海まで)</td> <td style="text-align: center;">2日間降水量 362.8mm</td> <td style="text-align: center;">150年</td> <td style="text-align: center;">国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> <td style="text-align: center;">平成13年11月30日</td> </tr> <tr> <td>旧 笹川 (笹川からの分岐点から名取川合流点まで)</td> <td style="text-align: center;">24時間降水量 351mm</td> <td style="text-align: center;">80年</td> <td style="text-align: center;">宮城県</td> <td style="text-align: center;">平成28年5月24日</td> </tr> <tr> <td>笹川 (唐松橋上流から名取川合流点まで)</td> <td style="text-align: center;">2日間総雨量 607mm</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> <td style="text-align: center;">平成29年6月30日</td> </tr> </tbody> </table>	計算対象	降水量	確率年	作成主体	指定・作成年月日	七北田川 (赤生津大橋から海まで)	24時間降水量 351mm	100年	宮城県	平成17年6月7日	七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)	24時間降水量 351mm	100年	宮城県	平成28年5月24日	梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)	1時間降水量 76.6mm	30年	宮城県	平成21年6月5日	広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)	2日間降水量 388.4mm	150年	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成13年11月30日	広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)	2日間降水量 388.4mm	150年	宮城県	平成17年10月18日	名取川 (名取川頭首工から海まで)	2日間降水量 362.8mm	150年	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成13年11月30日	旧 笹川 (笹川からの分岐点から名取川合流点まで)	24時間降水量 351mm	80年	宮城県	平成28年5月24日	笹川 (唐松橋上流から名取川合流点まで)	2日間総雨量 607mm	—	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成29年6月30日	<p>3. 風水害等基礎調査</p> <p>本市における風水害の災害履歴や地形状況等の自然的素因、人や建物の状況等の社会的素因、土地利用の変遷等を踏まえ、河川氾濫、内水氾濫、崖崩れ、地すべり、土石流の土砂災害について以下に示します。これまでに発生した風水害等の詳細については、大規模なものや特徴的なものを抽出し、第3節「過去の災害による被害」において述べます。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 風水害等危険区域の予測</p> <p>ア 河川氾濫及び内水氾濫による浸水のおそれのある区域</p> <p>浸水危険区域の予測は、過去の浸水実績や地形条件に着目し、これまでの豪雨に基づく統計的な雨量を用い、コンピューターシミュレーションにより氾濫範囲を想定しています。</p> <p>内水氾濫や各河川のシミュレーションにおける降雨の条件は異なっており、下表のとおりとなっています。</p> <p>また、これらのシミュレーションによる浸水想定区域は、<u>各ハザードマップ</u>等で表示されています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">計算対象</th> <th style="text-align: center;">降水量</th> <th style="text-align: center;">作成主体</th> <th style="text-align: center;">指定・作成年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七北田川 (赤生津大橋から海まで)</td> <td style="text-align: center;">1日間降水量 549.5mm</td> <td style="text-align: center;">宮城県</td> <td style="text-align: center;">平成29年5月30日</td> </tr> <tr> <td>七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)</td> <td style="text-align: center;">1日間降水量 549.5mm</td> <td style="text-align: center;">宮城県</td> <td style="text-align: center;">平成29年5月30日</td> </tr> <tr> <td>梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)</td> <td style="text-align: center;">1日間降水量 747.0mm</td> <td style="text-align: center;">宮城県</td> <td style="text-align: center;">平成29年5月30日</td> </tr> <tr> <td>広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)</td> <td style="text-align: center;">2日間降水量 679mm</td> <td style="text-align: center;">国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> <td style="text-align: center;">平成28年6月30日</td> </tr> <tr> <td>広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)</td> <td style="text-align: center;">2日間降水量 388.4mm</td> <td style="text-align: center;">宮城県</td> <td style="text-align: center;">平成17年10月18日</td> </tr> <tr> <td>名取川 (名取川頭首工から海まで)</td> <td style="text-align: center;">2日間降水量 607mm</td> <td style="text-align: center;">国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> <td style="text-align: center;">平成28年6月30日</td> </tr> <tr> <td>旧 笹川 (笹川からの分岐点から名取川合流点まで)</td> <td style="text-align: center;">24時間降水量 351mm</td> <td style="text-align: center;">宮城県</td> <td style="text-align: center;">平成28年5月24日</td> </tr> <tr> <td>笹川 (唐松橋上流から名取川合流点まで)</td> <td style="text-align: center;">2日間総雨量 607mm</td> <td style="text-align: center;">国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所</td> <td style="text-align: center;">平成29年6月30日</td> </tr> </tbody> </table>	計算対象	降水量	作成主体	指定・作成年月日	七北田川 (赤生津大橋から海まで)	1日間降水量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日	七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)	1日間降水量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日	梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)	1日間降水量 747.0mm	宮城県	平成29年5月30日	広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)	2日間降水量 679mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成28年6月30日	広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)	2日間降水量 388.4mm	宮城県	平成17年10月18日	名取川 (名取川頭首工から海まで)	2日間降水量 607mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成28年6月30日	旧 笹川 (笹川からの分岐点から名取川合流点まで)	24時間降水量 351mm	宮城県	平成28年5月24日	笹川 (唐松橋上流から名取川合流点まで)	2日間総雨量 607mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成29年6月30日	<p>想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域への対応</p>
計算対象	降水量	確率年	作成主体	指定・作成年月日																																																																																
七北田川 (赤生津大橋から海まで)	24時間降水量 351mm	100年	宮城県	平成17年6月7日																																																																																
七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)	24時間降水量 351mm	100年	宮城県	平成28年5月24日																																																																																
梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)	1時間降水量 76.6mm	30年	宮城県	平成21年6月5日																																																																																
広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)	2日間降水量 388.4mm	150年	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成13年11月30日																																																																																
広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)	2日間降水量 388.4mm	150年	宮城県	平成17年10月18日																																																																																
名取川 (名取川頭首工から海まで)	2日間降水量 362.8mm	150年	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成13年11月30日																																																																																
旧 笹川 (笹川からの分岐点から名取川合流点まで)	24時間降水量 351mm	80年	宮城県	平成28年5月24日																																																																																
笹川 (唐松橋上流から名取川合流点まで)	2日間総雨量 607mm	—	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成29年6月30日																																																																																
計算対象	降水量	作成主体	指定・作成年月日																																																																																	
七北田川 (赤生津大橋から海まで)	1日間降水量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日																																																																																	
七北田川 (馬橋から赤生津大橋まで)	1日間降水量 549.5mm	宮城県	平成29年5月30日																																																																																	
梅田川 (大田見橋から七北田川合流点まで)	1日間降水量 747.0mm	宮城県	平成29年5月30日																																																																																	
広瀬川 (広瀬橋から名取川合流点まで)	2日間降水量 679mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成28年6月30日																																																																																	
広瀬川 (愛宕橋から広瀬橋まで)	2日間降水量 388.4mm	宮城県	平成17年10月18日																																																																																	
名取川 (名取川頭首工から海まで)	2日間降水量 607mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成28年6月30日																																																																																	
旧 笹川 (笹川からの分岐点から名取川合流点まで)	24時間降水量 351mm	宮城県	平成28年5月24日																																																																																	
笹川 (唐松橋上流から名取川合流点まで)	2日間総雨量 607mm	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	平成29年6月30日																																																																																	

	<table border="1"> <tr> <td>内水氾濫</td> <td>平成2年9月19日 1時間降水量 71.5mm</td> <td>過去50年にお ける 最大1時間雨量</td> <td>仙台市</td> <td>平成25 年6月 28日</td> </tr> </table> <p>イ (略)</p>	内水氾濫	平成2年9月19日 1時間降水量 71.5mm	過去50年にお ける 最大1時間雨量	仙台市	平成25 年6月 28日	<table border="1"> <tr> <td>内水氾濫</td> <td>平成2年9月19日 1時間降水量 71.5mm (※)</td> <td></td> <td>仙台市</td> <td>平成25 年6月 28日</td> </tr> </table> <p>(※) 過去50年における最大1時間降雨量</p> <p>イ (略)</p>	内水氾濫	平成2年9月19日 1時間降水量 71.5mm (※)		仙台市	平成25 年6月 28日					
内水氾濫	平成2年9月19日 1時間降水量 71.5mm	過去50年にお ける 最大1時間雨量	仙台市	平成25 年6月 28日													
内水氾濫	平成2年9月19日 1時間降水量 71.5mm (※)		仙台市	平成25 年6月 28日													
<p>共通編 P58-61 第1部 第3章 第2節 本 市及び防災 関係機関等 が行うべき 業務の大綱</p>	<p>3. 指定地方行政機関 (中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>関東東北産業保安 監督部東北支部</td> <td>1 災害時の火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急 復旧対策 2 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、災害の防止、保安確保 の監督指導</td> </tr> </table> <p>4. 指定公共機関 (中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>独立行政法人地域 医療機能推進機構</td> <td>1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災 害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医 療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集 、通報 4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策 計画、災害復旧計画等の支援</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>出光興産株式会社 太陽石油株式会社 東燃ゼネラル石油 株式会社 昭和シェル石油 株式会社 コスモ石油 株式会社 富士石油株式会社 J X T G エネルギー 株式会社</td> <td>1 災害時における石油製品の安定供給</td> </tr> </table>	関東東北産業保安 監督部東北支部	1 災害時の火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急 復旧対策 2 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、災害の防止、保安確保 の監督指導	独立行政法人地域 医療機能推進機構	1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災 害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医 療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集 、通報 4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策 計画、災害復旧計画等の支援	出光興産株式会社 太陽石油株式会社 東燃ゼネラル石油 株式会社 昭和シェル石油 株式会社 コスモ石油 株式会社 富士石油株式会社 J X T G エネルギー 株式会社	1 災害時における石油製品の安定供給	<p>3. 指定地方行政機関 (中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>関東東北産業保安 監督部東北支部</td> <td>1 災害時の火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急 復旧対策 2 鉱山における人に対する<u>危害</u>の防止、<u>鉱山施設の保全</u>、<u>鉱害の防止</u>に<u>関す</u> <u>る</u>監督指導</td> </tr> </table> <p>4. 指定公共機関 (中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>独立行政法人地域 医療機能推進機構 本部東日本地区事務所</td> <td>1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災 害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医 療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集 、通報 4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策 計画、災害復旧計画等の支援</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <table border="1"> <tr> <td>出光興産株式会社 太陽石油株式会社 昭和シェル石油 株式会社 コスモ石油 株式会社 富士石油株式会社 J X T G エネルギー 株式会社</td> <td>1 災害時における石油製品の安定供給</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン ユニー株式会社 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス</td> <td>1 災害時における物資調達・供給</td> </tr> </table>	関東東北産業保安 監督部東北支部	1 災害時の火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急 復旧対策 2 鉱山における人に対する <u>危害</u> の防止、 <u>鉱山施設の保全</u> 、 <u>鉱害の防止</u> に <u>関す</u> <u>る</u> 監督指導	独立行政法人地域 医療機能推進機構 本部東日本地区事務所	1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災 害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医 療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集 、通報 4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策 計画、災害復旧計画等の支援	出光興産株式会社 太陽石油株式会社 昭和シェル石油 株式会社 コスモ石油 株式会社 富士石油株式会社 J X T G エネルギー 株式会社	1 災害時における石油製品の安定供給	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン ユニー株式会社 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	1 災害時における物資調達・供給	<p>名称変更</p> <p>経営統合の反映</p> <p>指定公共機関の追 加</p>
関東東北産業保安 監督部東北支部	1 災害時の火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急 復旧対策 2 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、災害の防止、保安確保 の監督指導																
独立行政法人地域 医療機能推進機構	1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災 害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医 療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集 、通報 4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策 計画、災害復旧計画等の支援																
出光興産株式会社 太陽石油株式会社 東燃ゼネラル石油 株式会社 昭和シェル石油 株式会社 コスモ石油 株式会社 富士石油株式会社 J X T G エネルギー 株式会社	1 災害時における石油製品の安定供給																
関東東北産業保安 監督部東北支部	1 災害時の火薬類、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急 復旧対策 2 鉱山における人に対する <u>危害</u> の防止、 <u>鉱山施設の保全</u> 、 <u>鉱害の防止</u> に <u>関す</u> <u>る</u> 監督指導																
独立行政法人地域 医療機能推進機構 本部東日本地区事務所	1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災 害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医 療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集 、通報 4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策 計画、災害復旧計画等の支援																
出光興産株式会社 太陽石油株式会社 昭和シェル石油 株式会社 コスモ石油 株式会社 富士石油株式会社 J X T G エネルギー 株式会社	1 災害時における石油製品の安定供給																
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン ユニー株式会社 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	1 災害時における物資調達・供給																
<p>共通編 P104 第2部 第2章</p>	<p>5. 避難場所等の区分 【危機管理室、市民局、健康福祉局、建設局、教育局】</p> <p>災害時における避難場所等について、災害時に緊急的に住民等の安全を守り、又は災害により住家を失った住民等の生活の場を確保するため、災害の危険が差し迫った場合における緊急時の避難場所等（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞</p>	<p>5. 避難場所等の区分 【危機管理室、市民局、健康福祉局、建設局、教育局】</p> <p>災害時における避難場所等について、災害時に緊急的に住民等の安全を守り、又は災害により住家を失った住民等の生活の場を確保するため、災害の危険が差し迫った場合における緊急時の避難場所等（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞</p>															

<p>第 1 節 避難体制の整備</p>	<p>在して避難生活をするための避難所（指定避難所）を指定する。</p> <p style="text-align: right;">（資料 6-5「指定緊急避難場所一覧表」参照） （資料 6-16「避難勧告等発令に伴う災害種別開設避難所等一覧」参照）</p> <p>(1) 緊急時に活用する避難所・避難場所（指定緊急避難場所） 災害対策基本法第 49 条の 4 に基づく指定緊急避難場所として、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第 20 条の 3 に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。</p> <p>ア 指定避難所 地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設。 小学校区に 1 か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校等を充てる。</p> <p>※1 「津波避難エリア内」及び「浸水想定区域内」の指定避難所については、想定される浸水高以上の階に限定する。 ※2 「土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所」を敷地内に含む指定避難所については、該当部分に立ち入らないよう使用する。</p> <p style="text-align: right;">（資料 6-6「指定避難所一覧表」参照）</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 当面の避難生活を行う避難所（指定避難所） 災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく指定避難所として、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設として一定の安全性等の基準を満たす施設又は場所を指定する。 物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に 1 か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てる。 ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づける。</p>	<p>在して避難生活をするための避難所（指定避難所）を指定する。</p> <p style="text-align: right;">（資料 6-5「指定緊急避難場所一覧表」参照） （資料 6-16「避難勧告等発令に伴う災害種別開設避難所等一覧」参照）</p> <p>(1) 緊急時に活用する避難所・避難場所（指定緊急避難場所） 災害対策基本法第 49 条の 4 に基づく指定緊急避難場所として、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第 20 条の 3 に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。</p> <p>ア 指定避難所 地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設。 小学校区に 1 か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校等を充てる。 <u>なお、市立小中高等学校については、特段の事情がない限り、原則として指定を行うこととする。</u> ※1 「津波避難エリア内」及び「浸水想定区域内」の指定避難所については、想定される浸水高以上の階に限定する。 ※2 「土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所」を敷地内に含む指定避難所については、該当部分に立ち入らないよう使用する。</p> <p style="text-align: right;">（資料 6-6「指定避難所一覧表」参照）</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 当面の避難生活を行う避難所（指定避難所） 災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく指定避難所として、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設として一定の安全性等の基準を満たす施設又は場所を指定する。 物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に 1 か所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てる。 <u>なお、市立小中高等学校については、特段の事情がない限り、原則として指定を行うこととする。</u>また、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づける。</p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>
<p>共通編 P104 第 2 部 第 2 章 第 1 節 避難体制の整備</p>	<p>4. 危険区域等の避難所の取扱い 【危機管理室、都市整備局、建設局】</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域を含む避難所 土砂災害警戒区域等を敷地に含む避難所については、土砂災害の危険性を鑑み、基本的に避難場所となる体育館が土砂災害警戒区域に含まれる場合は使用不可としている。土砂災害の危険度が高まった場合は避難勧告等を発令するとともに、発令対象地域（5 kmメッシュ）の該当する避難所を選定し、開設する。 （資料 10-2「土砂災害警戒区域等一覧」参照）</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>4. 危険区域等の避難所の取扱い 【危機管理室、都市整備局、建設局】</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域を含む避難所 土砂災害警戒区域等を敷地に含む避難所については、土砂災害の危険性を鑑み、基本的に避難場所となる体育館と<u>校舎の両方</u>が土砂災害警戒区域に含まれる場合は使用不可としている。土砂災害の危険度が高まった場合は避難勧告等を発令するとともに、発令対象地域（5 kmメッシュ）の該当する避難所を選定し、開設する。 （資料 10-2「土砂災害警戒区域等一覧」参照）</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>表現の修正</p>
<p>共通編 P122 第 2 部 第 2 章 第 3 節 風水害災害の</p>	<p>6. 高潮対策【経済局、建設局】 高潮は、強風による海水の吹き寄せ及び気圧の降下による海水の吸い上げに起因して発生するものであり、その被害から海岸を防護するため、又は海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削、その他の行為を制限又は禁止する等の措置が講じられている。</p> <p>(1) 略</p>	<p>6. 高潮対策【経済局、建設局】 高潮は、強風による海水の吹き寄せ及び気圧の降下による海水の吸い上げに起因して発生するものであり、その被害から海岸を防護するため、又は海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削、その他の行為を制限又は禁止する等の措置が講じられている。</p> <p>(1) 略</p>	

<p>予防</p>	<p>(2) 海岸保全施設の整備 高潮災害から防護するために設置された海岸保全施設は、県との協定に基づき、本市が管理している。 本市の海岸保全施設の現況は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="7">施設概要</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>延長</th> <th>堤高</th> <th>幅員</th> <th>所管</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">荒浜地区</td> <td>海岸堤防</td> <td>—</td> <td>829.5 m</td> <td>T.P. +7.2m</td> <td></td> <td>経済局</td> <td>階段 3 箇所 階段幅計 92 m</td> </tr> <tr> <td>防潮林</td> <td>80 ha</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td>建設局</td> <td>公園用地</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	施設概要							施設名	面積	延長	堤高	幅員	所管	備考	荒浜地区	海岸堤防	—	829.5 m	T.P. +7.2m		経済局	階段 3 箇所 階段幅計 92 m	防潮林	80 ha	—	—		建設局	公園用地	<p>(2) 海岸保全施設の整備 高潮災害から防護するために設置された海岸保全施設は、県との協定に基づき、本市が管理している。 本市の海岸保全施設の現況は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="7">施設概要</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>延長</th> <th>堤高</th> <th>幅員</th> <th>所管</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">荒浜地区</td> <td>海岸堤防</td> <td>—</td> <td>829.5 m</td> <td>T.P. +7.2m</td> <td></td> <td>経済局</td> <td>階段 3 箇所 階段幅計 92 m</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	施設概要							施設名	面積	延長	堤高	幅員	所管	備考	荒浜地区	海岸堤防	—	829.5 m	T.P. +7.2m		経済局	階段 3 箇所 階段幅計 92 m	<p>「海岸保全施設」 に当たらない施設 のため削除</p>
地区名	施設概要																																																							
	施設名	面積	延長	堤高	幅員	所管	備考																																																	
荒浜地区	海岸堤防	—	829.5 m	T.P. +7.2m		経済局	階段 3 箇所 階段幅計 92 m																																																	
	防潮林	80 ha	—	—		建設局	公園用地																																																	
地区名	施設概要																																																							
	施設名	面積	延長	堤高	幅員	所管	備考																																																	
荒浜地区	海岸堤防	—	829.5 m	T.P. +7.2m		経済局	階段 3 箇所 階段幅計 92 m																																																	
	<p>共通編 P123 第 2 部 第 2 章 第 3 節 風 水害災害の 予防</p>	<p>10. 林業対策〔経済局〕</p> <p>(1) 林業対策 林道及び治山施設の災害を防止するため、施設等について事前に調査し、補強等を行うなど、災害防止措置を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>10. 林業対策〔経済局〕</p> <p>(1) 林業対策 林道及び治山施設の災害を防止するため、施設等について事前に調査し、補強等を行うなど、災害防止措置を講ずる。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>表現の修正</p>																																																				
<p>共通編 P150 第 2 部 第 2 章 第 11 節 災 害時要援護 者対策の推 進</p>	<p>3. 社会福祉施設等に入所・通所する災害時要援護者の災害予防計画 〔危機管理室、健康福祉局、子供未来局、各区〕</p> <p>(1) 災害時における入所者・通所者の安全確保及び施設の保全のため、市は、社会福祉施設等における防災マニュアルの作成を推進する。 なお、水防法に定める要配慮者利用施設等については、避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合に迅速に避難行動をとるための避難確保計画の整備を併せて推進する。</p> <p>※ 「要配慮者利用施設」の定義については風水害等災害対策編第 1 部第 2 章第 7 節「災害情報の収集伝達計画」3.(4) 地下街等、要配慮者利用施設への情報伝達」参照 (資料編 6-2「水防法第 15 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照) (資料 6-3「土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照)</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>3. 社会福祉施設等に入所・通所する災害時要援護者の災害予防計画 〔危機管理室、健康福祉局、子供未来局、各区〕</p> <p>(1) 災害時における入所者・通所者の安全確保及び施設の保全のため、市は、社会福祉施設等における防災マニュアルの作成を推進する。 なお、水防法に定める要配慮者利用施設等に対しては、避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合に迅速に避難行動をとることができるようにするため、<u>避難確保計画の作成を働きかけていく。また、各施設の所管課においては、指導監査時等に内容を点検する。</u></p> <p>※ 「要配慮者利用施設」の定義については風水害等災害対策編第 1 部第 2 章第 7 節「災害情報の収集伝達計画」3.(4) 地下街等、要配慮者利用施設への情報伝達」参照 (資料編 6-2「水防法第 15 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照) (資料 6-3「土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照)</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>要配慮者等利用施設における避難確保計画作成の義務化への対応</p>																																																					